

学校給食における食中毒（疑い）発生時
初動対応マニュアル

（第6版）

平成23年2月1日 一部改訂

鳥取市 教育委員会

目 次

細菌やウイルスによる「食中毒」「感染症」予防の3原則	2
1 組織・緊急連絡体制	3
2 学校給食における食中毒(疑い)発生時初動対応フロー	4
3 鳥取市教育委員会・鳥取市衛生管理対策協議会の対応	5
(1) 発生状況の把握及び記録	5
(2) センター所長等が行う初動対応	5
(3) 関係機関への報告・連絡・相談と給食自粛(中止)等の協議	6
(4) 受配校、周辺施設等からの情報収集	7
4 学校給食センター受配校等への対応	7
5 感染拡大の防止	8
6 センター施設内の衛生管理と学校給食従事者の健康管理	8
7 健康異常等がある場合の当該者の責務	9
8 ノロウイルス抗原検査の実施方法	10
9 情報の提供・周知	11
10 その他	11
【報告様式】	
様式1 食中毒・感染症(疑い)発生連絡票	12
様式2 学校給食従事者 職場復帰連絡票	13

細菌やウイルスによる「食中毒」「感染症」予防の3原則

<食中毒予防>

つけない(清潔・洗浄)
増やさない(迅速・冷却)
やっつける(加熱・殺菌)

<感染症予防>

感染源を絶つ
感染経路を絶つ
抵抗力を高める

このマニュアルは、学校給食従事者に食中毒（主にノロウイルス）や感染症の疑いが発生した（情報を得た）場合の鳥取市教育委員会及び学校給食センターの初動対応について、基本的な事項を示したものである。

※ 「学校給食従事者」とは、学校給食センター所長、栄養教諭・学校栄養職員、調理員、配送員その他学校給食センターに勤務する者をいう。

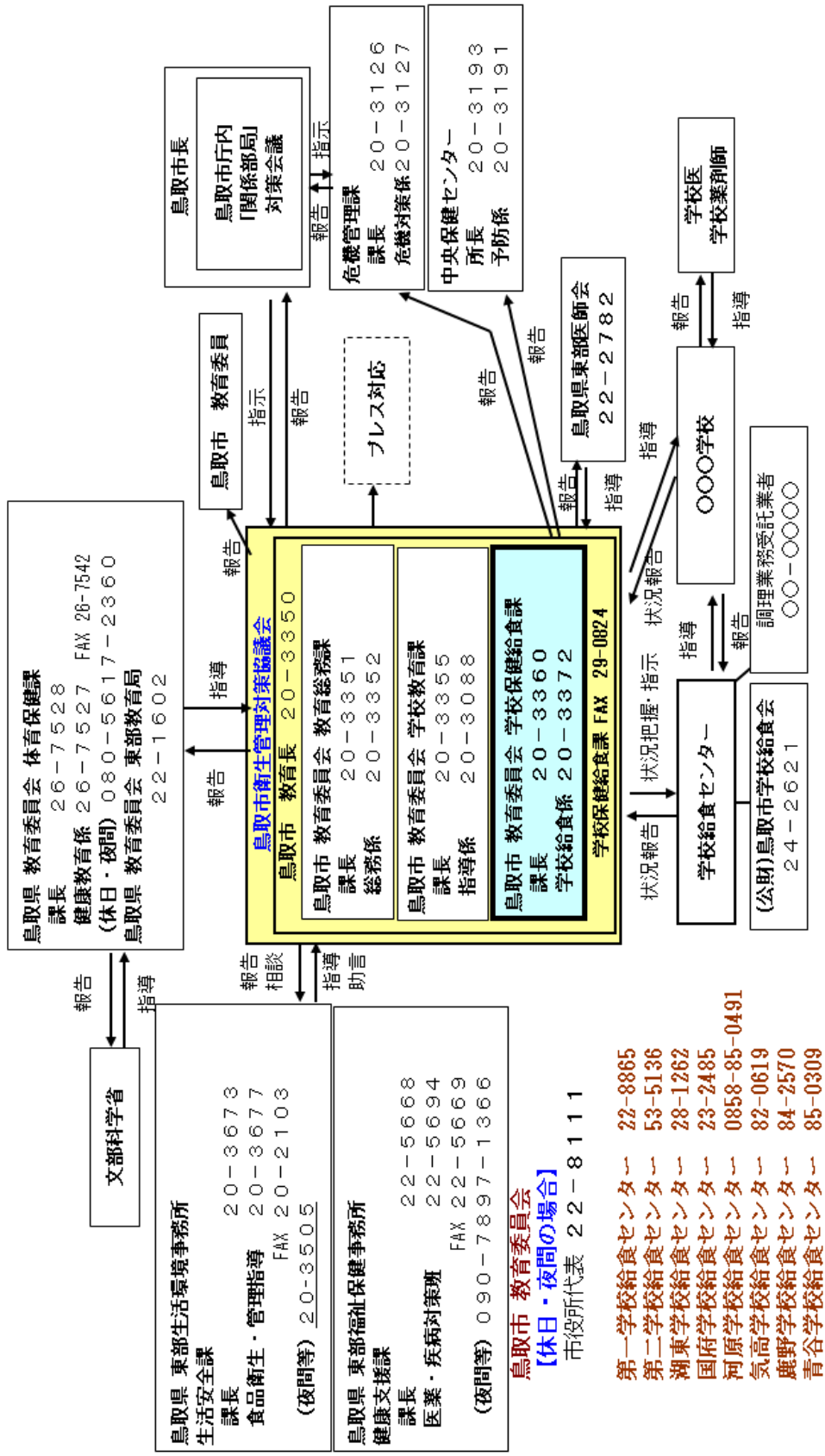
<基本事項10ポイント>

- 1 学校給食センターの学校給食従事者（同居人を含む）の健康異常を感知する。
- 2 学校給食センター所長のもと、衛生管理責任者（栄養教諭・学校栄養職員）が主となって、全従事者で対処する。
- 3 正確な状況を把握し、的確に判断し、迅速に行動する。
- 4 発症者への対応を最優先する。
- 5 発症者のプライバシー・人権に最大限配慮する。
- 6 二次感染など、発症の拡大防止に努める。
- 7 原因究明のために適切な措置を講じる。
- 8 学校給食センターから鳥取市教育委員会へ報告・連絡・相談する。
- 9 鳥取保健所等関係機関・産業医へ指導・助言を求める。
- 10 関係機関との連携を図る。

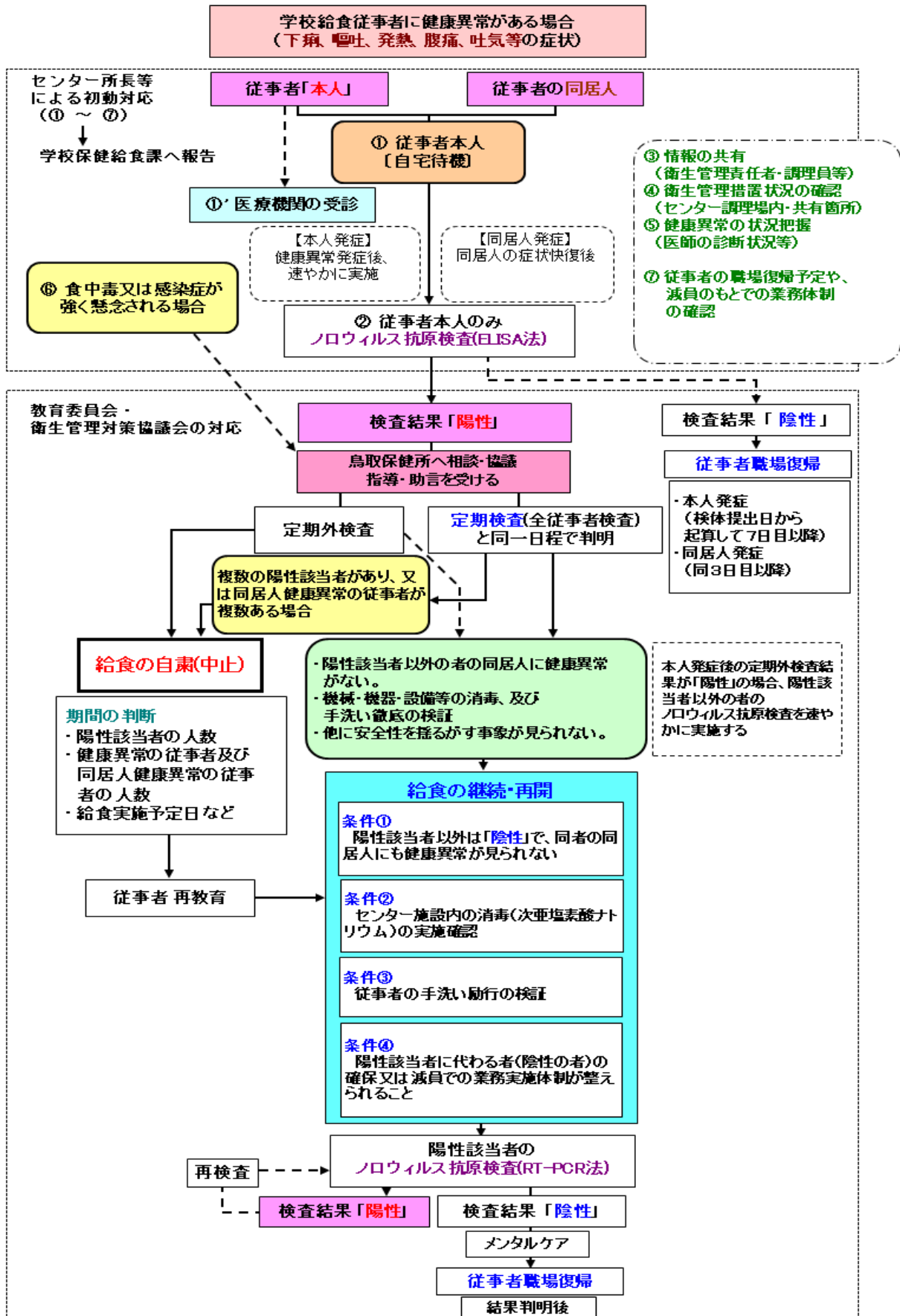
1 組織・連絡体制

学校給食における食中毒（疑い）発生時初動対応マニュアル

組織・連絡体制



2 学校給食における食中毒（疑い）発生時初動対応フロー



3 鳥取市教育委員会・鳥取市衛生管理対策協議会の対応

鳥取市教育委員会は、学校給食センター所長又は衛生管理責任者〔栄養教諭・学校栄養職員〕（以下「センター所長等」という。）から、学校給食従事者又はその同居人に食中毒（主にノロウイルス）や感染症の疑いが発生した（情報を得た）との報告を受けた場合、速やかに必要な情報の収集と正確な状況把握に努めるとともに、事態の推移を見据えた適切な判断に基づいた確かな措置を講じる。

(1) 発生状況の把握及び記録

学校給食従事者又はその同居人に健康異常（下痢、嘔吐、発熱、腹痛、吐気等の症状）がある場合、センター所長等は、次のア～カに関する状況を教育委員会学校保健給食課まで報告し、指示を受ける。報告書式は別紙様式1による。

- ア 健康異常の状況（下痢、嘔吐、腹痛、吐気、体温）
- イ 発症日時及び発症経過
- ウ 吐物又は汚物の処理状況
- エ 医師の診断の有無と所見
- オ 食物・飲食の状況
- カ 学校給食従事者・同居人等の健康異常の有無

(2) センター所長等が行う初動対応

センター所長等は、次の①～⑦に関する初動対応を行い、その状況を教育委員会学校保健給食課まで報告するとともに、センター施設内の衛生管理対策などの指示を受ける。報告書式は別紙様式1による。

- ① 健康異常の報告のあった従事者を自宅待機させるとともに、従事者本人に健康異常がある場合は医療機関に受診の上で治療に専念するよう指示する。従事者本人の受診の際には、食品取り扱い従事者であることを申告させて診断内容を詳しく聞き取らせるとともに、その指示を励行させ、必要に応じて医師の診断書を提出させる。
- ② 従事者本人に健康異常がある場合、ノロウイルスによる感染性疾患の有無を確認するため、当該者に対して速やかにノロウイルス抗原検査を行うよう指示する。この場合の抗原検査はE L I S A法とする。
- ③ 食中毒（疑い）発生情報について、衛生管理責任者及び調理員等従事者との情報共有を図る。
- ④ センター施設内の衛生管理措置状況（特に次亜塩素酸ナトリウム消毒の実施状況）を確認するとともに、トイレ等共有箇所の消毒を再徹底させる。
- ⑤ 健康異常があった者のその後の症状や医師の診断状況などについて適宜報告を受け、引き続き健康異常の状況把握に努める。
- ⑥ 健康異常があった経過や同居人の感染状況などから、食中毒又は感染症が強く懸念される場合は、その旨を学校保健給食課へ報告し、指示を仰ぐ。

⑦ 健康異常があった従事者に対しては、本人（及び同居人）の快復を待つて、本人のみのノロウイルス抗原検査が陰性であることを条件に職場復帰（検体提出日から起算して7日目以降。同居人発症の場合は3日目以降。）させる。この場合の抗原検査はELISA法とする。ただし、健康異常の状況や発症経過から陽性結果が予想される場合は、その旨を学校保健給食課へ報告し、RT-PCR法とすることができる。

(3) 関係機関への報告・連絡・相談と給食自粛(中止)等の協議

鳥取市教育委員会は、センター所長等からの報告を受けた後、関係機関への報告、連絡、相談等のほか下記による適切な指示等を行うとともに、鳥取市教育長を会長とする「鳥取市衛生管理対策協議会（以下「協議会」という。）」において給食自粛(中止)等について協議・判断する。

協議会においては、関係各課による情報共有に努め、センター受配校など関係機関へ速やかに連絡がとれるようあらかじめ初動体制を整える。

① ノロウイルス抗原検査が「陽性」の場合、鳥取市教育委員会は、定期検査又は定期外検査を問わず、鳥取保健所（鳥取県東部生活環境事務所生活安全課。二次感染の予防などに関しては東部福祉保健事務所健康支援課を含む。以下同じ。）へ発生状況を報告して相談・協議し、指導・助言を受ける。複数の陽性該当者があり、又は同居人健康異常の従事者が複数あるなどの感染(疑い)状況から食中毒又は感染症が強く懸念される場合も、ノロウイルス抗原検査の結果を待たずに、鳥取保健所に状況を報告して相談・協議し、指導・助言を受ける。

② ノロウイルス抗原検査が定期外検査で「陽性」の場合、協議会は、次に掲げる全ての条件が満たされないときは給食の自粛(中止)（主食と牛乳などによる簡易な給食実施を含む。以下同じ。）を協議・判断する。自粛(中止)の期間は、陽性該当者の人数、健康異常の従事者及び同居人健康異常の従事者の人数、給食実施予定日などを考慮し、鳥取保健所などからの専門的な指導・助言を受けた上で、総合的に勘案して決定する。

<給食の継続・再開の条件>

ア 当該センター内の陽性該当者以外の者のノロウイルス抗原検査が陰性であるとともに、同者の同居人にも下痢、嘔吐、腹痛、発熱等の健康異常が見られないこと。

イ センター施設内の機械・機器・設備等の次亜塩素酸ナトリウム消毒の実施が確認できること。

ウ 従事者のセンター施設内における手洗い励行が検証できること。

エ 陽性該当者に代わる者（陰性の者）の確保又は減員での業務実施体制が整えられること。

(注) 陽性該当者が自宅待機となった経過や状況、陽性該当者不在のもとでのセンター施設内の徹底した衛生管理対策（機械・機器・設備等の次亜塩素酸ナトリウム消毒の実施状況や手洗い励行の検証など。）がなされており、また、他に給食実施の安全性を揺るがす事象

が見られない場合は、陽性該当者に代わる者（陰性の者）の確保又は減員での業務実施体制が整えられることを条件に、陽性該当者以外の者のノロウイルス抗原検査の陰性確認を待たずに給食を継続・再開できるものとする。ただし、このような場合でも、陽性該当者以外の者のノロウイルス抗原検査を速やかに実施し、陰性の確認を行うものとする。

- ③ ノロウイルス抗原検査が定期検査で「陽性」の場合、協議会は、上記②の全ての条件が満たされない場合のほか、複数の陽性該当者があり、又は同居人健康異常の従事者が複数ある場合は給食の自粛(中止)を行い、その期間は、上記②と同様、総合的に勘案して決定する。給食の自粛(中止)とした場合は、センター施設内の徹底した衛生管理対策(機械・機器・設備等の次亜塩素酸ナトリウム消毒の実施状況や手洗い励行の検証など。)について従事者の再教育を図り、上記②の全ての条件を満たした上で給食を再開する。

当該陽性該当者(不顕性感染者)へは、上記の(2)⑦と同様、本人のみのノロウイルス抗原検査が陰性であることを条件に職場復帰(RT-PCR法による陰性結果判明後)させる。

- ④ 給食の自粛(中止)措置について特に重要と考えられる場合は、鳥取県教育委員会スポーツ健康教育課、鳥取市中央保健センターへ報告、相談し、指導・助言を受けるとともに、市長へ報告し、対応を協議する。

(4) 受配校、周辺施設等からの情報収集

鳥取市教育委員会及びセンター所長等は、二次的な感染拡大を防ぐため、陽性該当者が判明した経過などから、他の学校給食センター従事者や、該当センター受配校の児童生徒に、同様の感染(疑い)症状が出ていないかなど、周辺施設等からの情報収集に努める。

4 学校給食センター受配校等への対応

協議会における給食自粛(中止)などの協議・判断の後、鳥取市教育委員会は、当該学校給食センター受配校等に対し、下記の対応を行う。

(1) 給食自粛(中止)とした場合

- ① 給食自粛(中止)とした経過や対応状況並びに今後の見通しなどについて、鳥取市教育委員会から該当センターの受配校へ直ちに一報の後、文書連絡を行う。
- ② これと併せて、上記①の内容について、鳥取市教育委員会から該当センターの受配校の保護者に対して、学校を通じて文書連絡する。
- ③ 鳥取市教育委員会は、給食自粛(中止)に伴う措置(主食と牛乳などによる簡易な給食実施など。)について、米飯(委託炊飯)、パン、牛乳、配達など関係業者へ直ちに連絡し、必要な協力を要請する。
- ④ 給食自粛(中止)等に関わる相談・苦情等の窓口を鳥取市教育委員会内に設置する。

(2) 給食自粛(中止)の後に再開する場合

鳥取市教育委員会は、上記の3(3)②に掲げる継続・再開の条件について確認の上、該当センターの受配校及び保護者に対して、給食再開の文書連絡を行う。このとき、該当センターの衛生管理対策の徹底などを明らかにして、児童生徒や保護者に動揺や不安感を与えないよう配慮する。

(3) 給食を継続する場合

鳥取市教育委員会から該当センターの受配校に対しては特に連絡等は行わないものの、児童生徒や保護者に対して動揺や不安感を与えないよう十分配慮する。

5 感染拡大の防止

(1) 学校給食従事者への周知徹底

鳥取市教育委員会は、センター所長等を通じ、学校給食従事者に対して食中毒(疑い)発生の情報共有を図るとともに、感染症等の発生状況、感染予防、衛生管理の正しい知識の周知徹底を図るほか、改めて食中毒(疑い)発生時の関係機関等の危機管理体制を確認する。

(2) 医療機関、保健センター等との連携

食中毒又は感染症が強く懸念される場合、鳥取市教育委員会は、感染拡大を防止するため、その経過や対応状況を、鳥取県東部医師会、市中央保健センター、市危機管理課へあらかじめ報告して情報の共有に努め、必要な協力を仰ぐ。

(3) 市民等への周知徹底

食中毒又は感染症が強く懸念される場合、鳥取市教育委員会は、該当の地域や関係施設など広く一般市民への感染拡大を防止するため、市公式ウェブサイト、コミュニティFM、CATV等を活用して、手洗い、排泄物・嘔吐物の適切な処理など、衛生管理の徹底に関する情報の周知に最大限努める。

6 センター施設内の衛生管理と学校給食従事者の健康管理

学校給食従事者に食中毒や感染症の疑いが発生した(情報を得た)場合、健康異常等該当者から直接・間接を問わずウィルス等を取り込んで保有している者が他に従事している可能性があるため、センター所長等は、センター施設内の衛生管理と学校給食従事者の健康管理に万全を期するよう努める。

(1) 食中毒(疑い)発生情報について、衛生管理責任者及び調理員等従事者との情報共有を図る。このとき、健康異常等該当者に対する影響や給食提供に関する風評的な被害を発生させないように、プライバシーの保護と情報の管理に十分留意する。

(2) センター施設内における手洗いや消毒の徹底など衛生管理に細心の注意をはらって業務に当たらせる。

① 「学校給食調理場における手洗いマニュアル(平成20年3月文部科学

省)」に基づく衛生的な手洗いをしっかり励行させる。

- ② 「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I（平成21年3月文部科学省）」及び「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart II（平成22年3月文部科学省）」に基づき、センター施設内の機械・機器・設備等のほかトイレ等共有箇所について、次亜塩素酸ナトリウムなどによる消毒を徹底させる。
 - ③ ウィルス等の付着や浮遊による二次感染の可能性を踏まえ、経口感染の防止について細心の注意をはらわせる。
- (3) センター施設内の従事者全員（同居人を含む。）の個人別健康観察記録表による記録と事後観察を徹底し、日々の健康管理に十分留意させる。
- (4) 自宅待機該当者の職場復帰に当たっては、センター所長等は、次の事項を確認し、事前に学校保健給食課へ報告の上で職場復帰させる。報告書式は別紙様式2による。
- ① ノロウィルス抗原検査の実施日及び結果判明日
 - ② 自宅待機期間及び職場復帰予定日
 - ③ 自宅待機該当者の健康観察（同居人を含む。）及び他の従事者の健康観察状況
 - ④ 職場復帰に当たって自宅待機該当者へ指示した事項
- (5) 自宅待機該当者の職場復帰に当たり、センター所長等は、健康相談やメンタルケア等を積極的に行うよう努める。（当該者が所属する団体等へ申し出ることを含む。）

7 健康異常等がある場合の当該者の責務

- (1) 食中毒や感染症の疑いが生じた場合（同居人の場合を含む。）は、直ちにセンター所長等に申し出て、その指示に従う。
- (2) 医療機関の受診をする際（同居人の場合を含む。）は、食品取り扱い従事者であることを申告し、診断内容を詳しく聞き取ってその指示を励行する。
- (3) センター所長等から自宅待機等の指示を受けた場合は、症状が快復したとしても、みだりに外出等を行わず、食中毒や感染症の感染経路を断つことを基本にして、従事している学校給食センターなど学校給食に関わる機関等との距離を置き、感染拡大の防止に最大限努めるものとする。

なお、同居人の健康異常による自宅待機の際、同居人の快復後に自らのノロウィルス抗原検査を実施し陰性となった場合、自宅待機該当者は、センター所長等に申し出て、自宅待機期間中に、従事している学校給食センターなどの学校給食に関わる機関等を除いた場所を会場とする研修・会議等に出席できるものとする。

- (4) 健康異常等該当者の自宅待機に関わる休暇については、当該者の所属長へ申し出るなどにより、その手続きを行うものとする。

8 ノロウイルス抗原検査の実施方法

鳥取市教育委員会が、センター所長等を通じ学校給食従事者に対してノロウイルス抗原検査を指示するとき、定期検査、定期外検査のほか、陽性該当者のノロウイルス除去を確認するための検査について次の方法があることを踏まえ、その方法、効果、経費などを勘案して適切に実施・指示する。

検査法	感度 (/ml)	特 徴
電子顕微鏡法	> 100万	電子顕微鏡下で糞便中に小型球形のウイルス粒子が見られるかどうかを感染の指標とするが、1つ1つのウイルスを検索するため感度は低く、また、類似のウイルスとの区別ができない。
ELISA法 (エライザ法)	> 100万	試料中に含まれる抗体・抗原の濃度を検出・定量する際に用いられる方法で、1日程度で結果が判明する。大量検体の処理が可能のため、本市では定期検査方法として採用している。 ただし、陰性結果であっても、ウイルス量は0～99万個/mlの間であることを意味し、感度はRT-PCR法の約80%程度である。
RT-PCR法	> 100～1,000	遺伝子増幅による検出方法で遺伝子検査のため感度は高いものの、失活したウイルスも検出してしまうことがある。結果判明までには5日間程度を要する。
リアルタイムPCR法	> 100～1万	遺伝子検査によるバリエーションの一つで、ウイルスの定量も行うことができる。

(注) 感度(/ml)とは、1ml中に含まれるウイルス量で、それぞれの検査法で陽性となる最小のウイルス量をさす。

- (1) 学校給食従事者は、ノロウイルスによる食中毒等の発症例が僅少である時期を除いて、ELISA法による定期検査を毎月1回実施する。

鳥取市教育委員会は、当該年の食中毒等の発症状況や鳥取保健所など専門機関の意見を踏まえた上で、夏期の概ね7～9月の間、定期検査を実施しないことができる。

- (2) 学校給食従事者（同居人を含む。）に健康異常（下痢、嘔吐、腹痛、発熱等の症状）がある場合、又は速やかに陽性該当者以外の者のノロウイルス抗原検査を行う場合の定期外検査は、ELISA法とする。

- (3) 定期検査（上記(1)）又は定期外検査（上記(2)）による陽性該当者のノロウイルス除去を確認するための検査はRT-PCR法とし、鳥取市教育

委員会は、ノロウイルスが完全に除去されたことを確認の上、センター所長等を通じて陽性該当者を職場復帰（結果判明後）させる。なお、R T - P C R法による検査結果判明に5日間程度を要するため、陰性結果であっても、検体提出日以降に陽性該当者・同居人等の健康異常がないか再確認の上で職場復帰させる。

9 情報の提供・周知

協議会において給食自粛(中止)とした場合、鳥取市教育委員会は、速やかに報道機関への発表又は資料提供を行うとともに、本市公式ウェブサイト等の広報媒体を活用して、市民への情報提供に努める。

10 その他

- (1) 給食自粛(中止)や再開などの協議・判断に当たり、鳥取市教育委員会は、鳥取保健所への相談・協議、指導・助言のほか、必要に応じて、鳥取県教育委員会体育保健課、鳥取県東部医師会などの意見を踏まえる。
- (2) 健康異常等該当者のノロウイルス抗原検査が陽性となった場合のセンター施設内の衛生管理対策の状況確認に当たっては、鳥取市教育委員会は、担当職員を当該センターへ派遣するなどして、情報把握と衛生管理対策等の正確を期するものとする。
- (3) 鳥取保健所などの立ち入り調査などが行われる場合は、鳥取市教育委員会及びセンター所長等は、その調査が円滑に行われるよう、協力体制を整える。

様式 1

食中毒・感染症(疑い)発生連絡票					
連絡先	<input type="checkbox"/>	鳥取市教育委員会学校保健給食課	報告者	〇〇学校給食センター	
	<input type="checkbox"/>			所長 ○〇〇〇	
	<input type="checkbox"/>			TEL・FAX	
連絡日時	平成 年 月 日 曜日 午前・午後 時 分				
自宅待機該当者	職名		氏名		
健康異常発生該当者	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人(〇〇〇)			
	ア 健康異常の状況	<input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 吐気 体温 (℃)			
	イ 発症日時	月 日 時 分			
	イ 発症経過			
	ウ 吐物又は汚物の処理状況				
	エ 医師の診断の有無と所見				
	オ 食物・飲食の状況				
	カ 学校給食従事者・同居人等の健康異常の有無				
センター 所長等 による 初動対応 〔確認〕	① 自宅待機と医療機関の受診		<input type="checkbox"/> 自宅待機指示	<input type="checkbox"/> 受診指示	
	② ノロウィルス 抗原検査の実施	検体提出予定日	月 日 ()		
		結果判明予定日	月 日 ()		
		陽性判明日	月 日 ()		
	③ 衛生管理責任者・調理員等との情報共有		<input type="checkbox"/> 情報共有		
	④ 衛生管理措置状況の確認		<input type="checkbox"/> センター調理場内	<input type="checkbox"/> 共有箇所	
	⑤ 健康異常の状況把握		<input type="checkbox"/> 状況把握		
	⑥ 食中毒・感染症の強い懸念		<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	
⑦ 自宅待機の期間(予定)		月 日 から 月 日 まで			
RT-PCR法の実施見込み		<input type="checkbox"/> RT-PCR			
減員での業務実施、代員等の確保		<input type="checkbox"/> 減員体制 <input type="checkbox"/> 代員確保			
教育委員会 学校保健給食課 からの指示事項					
備考					

学校給食従事者 職場復帰連絡票					
連絡先	<input type="checkbox"/>	鳥取市教育委員会学校保健給食課	報告者	〇〇学校給食センター	
	<input type="checkbox"/>			所長 ○○○○	
	<input type="checkbox"/>			TEL・FAX	
連絡日時	平成	年	月	日	
	午前	・	午後	時	分
自宅待機該当者	職名		氏名		
健康異常 発生 該当者	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人（〇〇〇）			
	ア 健康異常の状況	<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 嘔吐	<input type="checkbox"/> 腹痛	
		<input type="checkbox"/> 吐気	体温（	℃）	
	イ 発症日時	月	日	時 分	
		発症経過			
	ウ 吐物又は汚物の処理状況				
	エ 医師の診断の有無と所見				
	オ 食物・飲食の状況				
カ 学校給食従事者・同居人等の健康異常の有無					
センター 所長等 による 確認	① ノロウィルス 抗原検査の実施	検体提出日	月	日（ ）	
		結果〔陰性〕判明日	月	日（ ）	
	② 自宅待機の期間(予定)		月	日 から	
			月	日 まで	
	職場復帰予定日		月	日（ ）	
③ 健康観察(同居人を含む。)及び他の従事者の健康観察状況	<input type="checkbox"/> 状況把握				
④ 職場復帰に当たって該当従事者へ指示した事項					
教育委員会 学校保健給食課 からの指示事項					
備考					

制定（改訂）履歴

版 数	年 月 日	備 考
第 1 版	平成 1 9 年 2 月 6 日	制 定
第 2 版	平成 1 9 年 3 月 1 日	一部改訂
第 3 版	平成 1 9 年 6 月 1 日	一部改訂
第 4 版	平成 2 2 年 2 月 1 日	一部改訂
第 5 版	平成 2 2 年 5 月 1 日	一部改訂
第 6 版	平成 2 3 年 2 月 1 日	一部改訂